

# 令和 8 年度集落活性化支援交付金交付要綱

## (目的)

第 1 条 町長は、一番身近な相互扶助機能である集落を維持するため、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で集落活性化支援交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号のとおりとする。

(1) 集落

大江町区長規則（昭和 59 年 4 月 25 日規則第 3 号）別表に定める区をいう。

(2) 団体

前号の規則に定めのない地区において、地区内の施設および伝統行事等の維持を主目的とし、3 人以上で構成する団体をいう。

(3) 戸数

区長から届出のあった戸数で、交付金を交付する令和 8 年 1 月 1 日時点のものをいう。ただし、令和 8 年度から新たに大江町区長規則（昭和 59 年 4 月 25 日規則第 3 号）別表に定められた地区は、令和 8 年 1 月 1 日時点における住民基本台帳から算定した戸数を用いるものとする。

(4) 公民館

住民及び住民団体等が維持管理を行う集会施設等をいう。

(5) 若年率

交付金を交付する令和 8 年 1 月 1 日時点における住民基本台帳から算定した集落ごとの 64 歳以下の人口比率で、小数点第 2 位を四捨五入したものをいう。

(6) 若年世帯数

届出世帯数の中で地域活動を担う世帯数を示した数値であり、届出世帯数に若年率を乗じたもので小数点第 1 位を四捨五入したものをいう。

(7) 高齢世帯数

地域活動の担い手が少ない集落に対し、どの程度支援する必要があるかを示した数値であり、若年世帯数の平均値から若年世帯数を減じた数値で、0 以下の場合は 0 とする。

## (交付対象事業及び交付対象経費)

第 3 条 交付金の対象となる経費は、令和 8 年 4 月 1 日以降における別表 1 に掲げる事業に要する経費とする。ただし、別表 2 に掲げるものを除く。他の制度により補助等を受けた場合及び事業に起因する収益金がある場合は、その金額を交付対象経費から控除する。

## (交付金の額)

第 4 条 交付金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額を上限とする。ただし、団体は第 1 号と第 3 号に掲げる額を合算した額を上限とする。

(1) 世帯割

集落の戸数に応じて別表 3 に定める額とする。

(2) 高齢世帯割

1,602,000 円に高齢世帯数の合計に占める高齢世帯数の割合を乗じた額とし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 公民館維持負担割

公民館所有区分に応じて別表 4 に定める額とする。

2 町長は、前項の交付金の額を集落に通知するものとする。

## (交付の申請)

第 5 条 交付を受けようとする集落または団体は、前条第 2 項により通知された交付金額の

範囲内の額により、集落活性化支援交付金交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。ただし、団体にあつては前記に加え、当該団体の代表者および会計に関し定めた規約、および申請時点の構成員を記載した名簿を提出しなければならない。

（条件）

- 第 6 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、交付決定額の減額を要する変更以外の変更とする。
- 2 交付の決定を受けた集落または団体は、規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により事業の変更について町長の承認を受けようとするときは、集落活性化支援交付金変更交付申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。
  - 3 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により事業の中止又は廃止について町長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。
  - 4 事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、その理由を記載した事業遂行状況報告書（様式第 4 号）を町長に提出し指示を受けなければならない。

（実績報告）

- 第 7 条 交付の決定を受けた集落または団体は、事業が完了したときは、令和 9 年 3 月 31 日までに集落活性化支援交付金実績報告書（様式第 5 号）に次の書類を添えて町長に報告しなければならない。
- (1) 収支決算書（様式第 6 号）
  - (2) 領収書の写しまたは支払金額が確認できる通帳の写し
  - (3) その他必要な書類
- 2 前項第 2 号の書類に替えて、集落の総会資料（決算書）を添えることができるものとする。

（交付金の支払い）

- 第 8 条 交付金は、前条による実績報告の後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、交付決定の後に、概算払いを行うことができるものとする。
- 2 前項の規定により交付金を請求しようとする集落は、集落活性化支援交付金概算払請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

（財産の管理）

- 第 9 条 交付を受けた集落または団体は、事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、事業の完了後も取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

- 第 10 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号の規定により町長が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が 1 件 5 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 交付を受けた集落または団体が規則第 22 条の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第 8 号）に理由書を添えて町長に提出しなければならない。
  - 3 規則第 22 条ただし書の規定により町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

交付対象事業
(1) 公民館等の維持
(2) 共同作業の実施
(3) 伝統行事等の継承
(4) 集落での新たな事業
(5) その他町長が必要と認めるもの

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

対象外経費
・アルコール飲料
・政治・宗教等に関する経費
・役員報酬、手当、区民への活動謝礼等 ※ただし、費用弁償は除く
・目的に対して過大な備品や消耗品、修繕、工事等
・活動に関係せず、区民へ直接支給する消耗品等
・その他町長が不要と認めるもの

別表 3 世帯割の額 (第 4 条第 1 項第 1 号関係)

集落の戸数	世帯割
(団体)	48 千円
2～5 戸	85 千円
6～9 戸	90 千円
10～19 戸	95 千円
20～29 戸	100 千円
30～39 戸	105 千円
40～49 戸	110 千円
50～59 戸	115 千円
60～69 戸	120 千円
70～79 戸	125 千円
80～89 戸	130 千円
90～99 戸	135 千円
100 戸以上	140 千円

※集落の戸数は、毎年 1 月 1 日時点における届出戸数とする。

別表 4 公民館維持負担割の額 (第 4 条第 1 項第 3 号関係)

公民館所有区分	公民館維持負担割
単独所有	48 千円
2 地区所有	24 千円
3 地区所有	16 千円

※単独所有の他に複数所有がある場合は、その所有区分額を加算する。また、複数所有のみの場合は、その所有区分額のみとする。